

2026-06-29

『平和を求める自由』著者・訳者が座談会 戦争国家づくり 表現の自由弾圧

「しんぶん赤旗」 2026年6月28日

日本政府が初めて戦争中の国（イラク）に自衛隊を派兵した2004年、相次いでビラの配布者が逮捕される事件が起きました。この事件を取り上げた書籍の日本語版『平和を求める自由』（日本評論社）が今年3月に出版されました（英語版は23年に出版）。著者のローレンス・レペタ氏と、日本語版を翻訳した市川正人立命館大学名誉教授、平野哲郎同大教授、坂田隆介同大准教授に「戦争国家づくりと表現の自由」について話し合ってもらいました。（清水渡）

ー 現在、戦争国家づくりのなかで表現の自由の破壊と国民監視体制の構築が進んでいます。高市早苗政権は「安保3文書」改定をすすめ、政府によるスパイ活動の司令塔となる国家情報会議・国家情報局設置法を成立させました。スパイ防止法の制定も視野に入れています。戦争国家づくりと表現の自由の関係があらわになったのが、2004～05年でした。東京・立川市の自衛隊官舎にビラを配布した3人が逮捕された事件をはじめ、相次いでビラの配布者が逮捕される事件が起きました。『平和を求める自由』は、政治的表現の自由を弾圧したこれらの事件の裁判記録です。20年以上前の事件ですが、そこからいま何をくみ取ることができますか？

レペタ 「平和を求める自由」という考え方は、時代を超えて有効です。政府が戦争を始めたときに「戦争をやめてほしい」と訴える自

由は常に保障されなければなりません。私は本書でイラク戦争当時を描きましたが、現在もトランプ政権がイランを攻撃するなど、同じ問題が繰り返されています。私がこの本を書いたのは、表現の自由の重要性を伝えるため、そして事件の背景にあった人々の経験を忘れないためです。

平野 私は元裁判官の立場から、裁判官が表現の自由を守る役割を果たせたのかを考える素材として関心を持ちました。この事件を単なる住居侵入罪と扱うか、平和を求める表現の自由に対する弾圧ととらえるかは裁判官の視野で分かります。20年後に自分の判断がどう評価されるかを裁判官に意識してもらうため、巻末には関与した裁判官の一覧表を付けました。ただ、一審の無罪判決や多くの支援、憲法学者の意見書があったにもかかわらず、最高裁が表現の自由を十分に論じなかったことには非常にがっかりしました。

人権守る声 社会変える

坂田 この書籍のテーマは戦時下における言論の自由であり、安全保障政策が大きく転換した今日において、むしろ意味が大きくなっています。平和活動に取り組む小さな集団に対して公安警察が大規模な捜査を行った。権力の恐ろしさが具体的に見えてきます。裁判所は基本的に公益を優先しますが、その「公益」に軍事や安全保障が入ってきた場合、「安全保障のため」という理由で人権制約が容易に正当化される危険があります。

市川 被告人を支える運動や弁護士の活動は重要ですが、「一部の人が騒いでいる」と思われたいよう、社会全体の問題にすることが大切です。本書で取り上げた堀越事件では高裁判決で猿払事件の判例を覆して逆転無罪となりました。荒川事件の最高裁判決は有罪でしたが、調査官の解説では表現の自由に配慮した痕跡があります。長年

の運動や支援が積み重なり、わずかでも結果を動かしたことは評価すべきです。市民が声を上げ続けたからこそ生まれた変化もあるので

●法の改悪進んだが

―― 20年前の立川事件当時と現在とでは、表現の自由を取り巻く環境にどのような違いがあるのでしょうか。

坂田 立川事件は住居侵入罪という一般刑法を使った弾圧でしたが、現在は秘密保護やスパイ対策を名目にした法制度の整備が進み、より直接的に言論やプライバシーを制約する時代へ進んでいます。20年前に危惧された「一般刑法の悪用」が、よりハードな形で現実化しています。

平野 情報の流通経路も大きく変わりました。人気ユーチューバーが「スパイ取り締まり法が必要だ」と語ると大量の賛同コメントがつくなど、情報の広がり方が20年前とは違います。

市川 SNSによって誰もが発信者になれる一方、同質の意見ばかりに囲まれてしまう「エコーチェンバー」（残響室）現象なども深刻です。さまざまな意見が自由にぶつかり合う「思想の自由市場」が崩れ、国家が介入してコミュニケーション空間を設計すべきだという学者の主張もありますが、それは権力者に都合よく誘導される危険があり、極めて危ういと考えます。

坂田 だからこそ、市民が街頭に立ち、自らの姿を社会に見せることが重要です。行動がインターネットで広がり、多くの市民に影響を与えます。人権を守る力は、最終的には世論の中にしか存在しません。

レペタ 技術は変わっても民主主義の原理は変わりません。市民は自由に政治的意見を表明できなければならず、その原則は20年前も今も同じです。

●同じ思いの「代表」

――いま、日本国憲法の果たすべき役割や、憲法を支える市民運動の意義についてどうお考えですか。

市川 以前は多くの憲法学者には「何としても憲法を守るんだ」という強い熱量があったようですが、今は、世代間の温度差を感じます。

坂田 自衛隊を憲法に書き込む動きがありますが、軍事組織が憲法に位置づけられれば軍拡への歯止めが弱くなります。軍事費が増えれば社会保障や教育などの予算が圧迫されます。9条（平和）と25条（暮らし・生活）はつながっているのです。

平野 裁判官の中でも戦争体験が身近にない世代が増え、憲法や人権を守る仕事であるという認識が以前より薄くなっている印象です。また司法修習や裁判官の日常業務でも憲法に触れる機会は限られているため、最高裁判例の枠組みに従い、「公益優先」で判断する傾向になりがちです。

市川 裁判官に憲法感覚が磨かれにくい面はありますね。しかし、本書にあるように、改憲派の政治家たちが長年目指しても「憲法の文言そのものが変えられていないこと」が、今も人々の希望の源泉になっています。

レペタ 一番大きな課題は、自由に発言し、人と交わることができる「自由な社会」を維持できるかどうかです。憲法と民主主義は、私

たちの自由を守るために存在しています。デモに参加する人は社会全体から見れば少数ですが、「代表」ではないかと思っています。立ち上がった人の背景には同じ思いの多くの人がいるのです。

平野 最近の国会前のペンライト集会など、若い人たちが頑張っているのは立派だと思います。私は集会には参加していませんが、論文などを通じて憲法の価値を発信していきたいと考えています。

市川 それぞれが選んだ方法で社会に意見を伝える自由が大事です。SNSだけで事足りるわけではなく、意思を示して街頭に立つスタンディングなどの行動やビラ配布など多様な手段があるわけですから。

レペタ 私自身の経験をお話すると、私の住んでいる地域では、ショッピングモールの入り口で週2回、トランプ政権に抗議するスタンディング活動が続いています。100人ほどが集まり、それぞれ自作の看板を掲げているのです。通勤帰りの人たちが車で前を通る時間帯に行うため、クラクションを鳴らして支持を示してくれる人もいます。参加者は決して多くはないかもしれませんが、自分の地域で「顔の見える活動」をすること自体に大きな意味があるのです。

市川 日本の裁判所は国民意識を非常に重視しており、世論や報道、研究者の発信が重なり合って「社会が変わった」と裁判所に認識させることが判決に影響を与えます。堀越事件の東京高裁判決は、社会の成熟や認識変化を先取りした象徴的なものでした。

レペタ 私の「法廷メモ訴訟」でもそうでしたが、裁判だけで社会は変わりません。裁判の間に新聞の社説や学者の論考が積み重なり、社会の認識が変わったからこそ、最終的に「法廷でメモを取るのは当然だ」という理解が広がりました。立川事件も同じです。裁判所だけ

でなく、市民が動き、議論し、世論をつくる。その積み重ねこそが民主主義を支え、社会を変えるのだと思います。